

駐車場使用細則

(目的)

第1条 この細則は、湘南西部住宅管理組合規約（以下「規約」という。）第81条に基づき、敷地内の駐車施設の円滑なる運営を図ることを目的とする。（昭和60年5月26日より施行）

(使用者の資格および車両の要件)

第2条 駐車場の使用者(以下「使用者」という)は、当住宅に居住する区分所有者または占有者（入居者名簿に記載されている同居者を含む）で自動車等の所有者に限るものとする。

2 駐車場を使用できる自動車は、次の要件をすべて満たすものとする。

(1)自動車検査証の名義が当住宅の入居者（同居者を含む）であること

(2)車両の幅は区画幅が250cmの場所は190cmまでとする。ただし、N及びL駐車場の一部については180cmとする。（令和4年5月29日改正）

(3)契約できる車両は乗用車または貨客兼用車であること

(4)使用台数は1戸に1台限りとする。ただし、駐車場に空きがある場合は、2台目を契約できるものとする。（平成26年5月25日改正）

(使用の申込み)

第3条 駐車場の使用を申込み者は、「駐車場使用契約申込書」（別紙様式）を理事長に提出するものとし、同時に車検証を呈示するものとする。

2 使用申し込み時において、正当な理由なく駐車場使用料金または組合費を2ヶ月以上滞納している場合は、理事長はその契約申込みの受付を拒否することができる。

(使用者の決定)

第4条 理事長は、前条の規定に基づき、駐車場の使用申込みを受けたときは、理事会において抽選その他理事会の定める公平な方法により、その使用者を決定するものとする。

(使用契約の締結)

第5条 理事長は、前条によって使用者を決定したときは、その使用者と次の各号に定める事項を内容とする駐車場使用契約を締結する。

駐車位置および駐車場使用の証明

駐車料金および支払方法

敷金

賠償義務

免責

義務

使用権譲渡等の禁止

ステッカー

駐車料金の変更

解約

契約の解除

契約の更新

契約の期間

(駐車場使用証明書)

第6条 理事長は、駐車場使用契約を締結した者に対して、「自動車の保管場所の確保等に関する法律」(昭和37年法律第145号)に基づき、自動車の保管場所確保の証明書を発行する必要が生じたときは、当該証明書を発行するものとする。

(使用時間)

第7条 使用時間は、1日24時間昼夜駐車制とし、使用者は所定の場所以外の場所に駐車してはならない。

(使用料金の決定)

第8条 駐車場の使用料金および敷金の額は、理事会が定める。

(使用料金の変更等)

第9条 理事長は、自動車の保護安全のため、駐車場内外の施設に改善を施すときは、これに要する費用を1カ月の予告期間をもって現行駐車料金に加算することができる。

(使用料金の支払)

第10条 使用者は、第8条で規定した使用料を毎月理事会の定めた方法で組合に納入するものとする。
2 契約期間が1カ月に満たない場合の使用料金は、1カ月を30日として日割計算(10円未満の端数は切り捨て)して得た額を支払うものとする。

(敷金の納入)

第11条 使用者は、第5条によって契約を締結するときは、使用者から敷金として別に定める金額を組合に納入するものとする。
2 使用契約を解除したときは、組合は敷金を返還する。ただし、敷金に利息は附さないものとする。

(外来者の駐車許可)

第12条 外来者が敷地内に駐車する場合は、事前に組合事務所に届け出て臨時駐車許可証の交付を受け、指定された駐車場所に駐車しなければならない。
2 臨時駐車許可証は、車の外部から見やすい場所に提示しなければならない。

(用途の制限)

第13条 使用者は、駐車場を自己の保有する自動車の駐車以外の目的に使用してはならない。

(使用者の義務)

第14条 使用者またはその代理人、運転手、同乗者が駐車場の使用にあたり、故意または過失により、本駐車場施設・付属施設および他の自動車・物品並びに第三者に損害を与えた場合は、使用者は、組合または損害を受けた第三者に対し、その賠償の義務を負うものとする。

(権利譲渡および転貸の禁止)

第15条 使用者は、駐車場使用契約上の権利を第三者に譲渡または転貸することはできない。

(車両変更届)

第16条 使用者は、駐車する車両を変更する場合は、速やかに組合に書面でその旨を届け出て承認を得るものとする。

(使用心得の遵守)

第17条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

原則として、契約者以外の駐車は認めない。やむを得ず契約者以外の駐車が必要な場合は、予め組合事務所に届け出ること

駐車場内および付近で火気は一切使用しない

駐車場内にオイル、タイヤ、バッテリーその他の物品を放置しない

アプローチ内速度は、8km/時以下とする

アプローチ内における事故は、一般公道での事故と同様とし、当事者間で処理する事とし、運転者は責任を持って事後の処理に当たる。但し、所有者は車両保険の自賠責保険は勿論、任意保険(対人賠償)に5,000万円以上を加入することとする

アプローチ内違反駐車は、厳禁する

エンジンのアイドリング運転は、5分以内とする

ラジオ、CD等の音は、車外へ洩れる事を禁ずる

アプローチ内でのホースを引いての洗車は禁止する。水拭き程度は許容する

歩行者の安全確保のため、駐車の際は、車両後部からの車庫入れ、前部からの出庫とする

2 駐車場の使用者は交付されたステッカーを、バックミラー裏側に貼り付けるものとする。

3 駐車中の車が、天災・地変・火災・盗難、その他組合の責に帰すべからざる事由により損傷等を受けても、組合は一切の責任を負わない。

(契約書等)

第18条 この細則に定める駐車場契約書、使用申込書、および解約届の書式等は、理事会が決定し、または変更することができる。

(使用料金の処理)

第19条 駐車場使用料金の収入金は、駐車場の運営および整備費に充てるほか、余剰金は修繕積立金に繰り入れるものとする。

(規定の遵守)

第20条 使用者は、本使用細則および管理組合の指示に従わなければならない。

(解約届)

第21条 契約者(使用者)が解約を希望するときは、1ヶ月以上の予告期間をおき、組合に届け出るものとする。この場合、解約の申し入れの到達した日より起算し、予告期間の経過と同時に本契約は終了するものとする。

2 前項において、支払い済みの駐車料は、車両を駐車場から搬出した翌日以降の日数分を、1カ月を30日として日割計算(10円未満の端数は切り捨て)して得た額を返却するものとする。

(契約解除)

第22条 契約者が下記の各号に該当する場合、組合は、契約者に対して何等の催告なしに契約を解除することができる。

駐車料金の支払いを2ヶ月以上遅滞したとき。

第15条の規定に違反したとき。

その他本細則各条項等に違反したとき。

(契約の終了)

第23条 契約の終了または解除による場合、無条件で車両を直ちに駐車場外に搬出し、駐車場を明け渡さなければならない。

2 前項の規定に違反して当該駐車場を不法占拠している場合は、理事長はその所有者の車両に対し強制執行手続きをとることができる。

(罰則等)

第24条 使用者が駐車場の使用に際して、本使用細則および管理組合の指示に違反した場合、組合は違反者に対し次の処置をとることができる。

駐車違反者に対し、2回目までは警告を発する。

駐車違反者に対し、3回目以降は、「湘南だより」へ氏名を掲載し、翌年の駐車場使用を拒否する。

2 前項の罰則は、組合員またはその同居者および占有者またはその同居者で自動車等の所有者に適用する。

(障害者優先制度)

第25条 障害者が社会生活活動をするため、本人または保護者が所有する自動車の駐車場使用契約に際し、申請者が希望する場所を優先して割当てる。

対象者は優先制度適用申請のあった身体障害者および知的障害者等の本人、または保護者とする。

障害者優先扱いの認定基準は、身体障害者手帳および療育手帳に基づく別紙「認定基準表」により認定する。

なお、申請のあった戦傷病者等の身体障害も認定基準表を準用する。

認定基準の特例として、障害者が15才未満で、かつ義務教育等のため通学送迎のための自動車を運転する保護者から申請があった場合は、認定基準表の非適用区分であっても、特例として優先扱いとする。

申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ① 身体障害者手帳または療育手帳等の写し
- ② 運転免許証の写し
- ③ 駐車場を使用する車両の検査証
- ④ その他(希望する場所、申請理由等)
- ⑤ 審査確認の申請は、年度ごとに行うものとし、車両および場所を継続使用する場合であっても身体障害者手帳または療育手帳の確認をもって契約を更改する
- ⑥ 認定基準表の適用または非適用区分として
 - ◎は、運転者が障害者本人、家族の場合を問わず優先扱を適用する
 - は、障害者本人が運転者である場合のみ優先扱いを適用する
 - ×は、優先扱いの適用除外とする

認定基準表

第25条第1項

障害名区分		級 別						
		1	2	3	4	5	6	
身 体 障 害 者	視 覚 障 害	◎	◎	×	×	×	×	
	聴 覚 障 害	…	×	×	×	…	×	
	平 衡 機 能 障 害	…	…	○	…	○	…	
	音 声 ・ 言 語 機 能 障 害	…	…	×	×	…	…	
	肢 体 障 害	上 肢	◎	○	×	×	×	×
		下 肢	◎	◎	◎	○	○	○
	自 由 障 害	体 幹	◎	◎	◎	…	○	…
		乳幼児期以前の病変 による運動機能障害						
	内 部 障 害	上肢機能	◎	○	×	×	×	×
		移動機能	◎	◎	◎	○	○	○
心 臓 機 能		◎	…	◎	○	…	…	
じ ん 臓 機 能		◎	…	◎	○	…	…	
呼 吸 器 機 能		◎	…	◎	○	…	…	
内 部 障 害	ぼ う こ う ・ 直 腸 機 能	◎	…	◎	○	…	…	
	小 腸 機 能	◎	…	◎	○	…	…	
療 養 手 帳		A 1	A 2	B 1	B 2			
知 的 障 害 者		◎	◎	×	×			

(注1) 障害の程度、 重度 ←————→ 軽度

(注2) …は、該当する等級が存在しないことを示す。

×は、適用除外

○は、運転者本人のみ適用

◎は、運転者が本人及び家族に適用

(附則) この細則は、昭和53年4月1日から施行する。

(附則) この細則は、規約の一部改正に伴い第1条第1項中第57条を第58条に読替える。昭和60年5月26日から施行する。

(附則) この細則は、平成12年7月1日から施行する。

(附則) この細則の一部を改正し、平成21年6月1日から施行する。

※付帯事項：第2条（使用者の資格および車両の要件）第2項第2号「車両の幅が180cm以下の乗用車または貨客車であること」の規定については、この細則の施行日平成21年6月1日以降の新規契約または車種変更の場合について適用し、継続して契約する場合には適用しない。

(附則) 規約改正に伴いこの細則の一部を改正し、平成22年6月1日から施行する。

(附則) この細則の一部を改正し、平成26年6月1日から施行する。

(附則) この細則の一部を改正し、令和4年5月29日から施行する。

